保護命令申立書の書き方について

大阪地方裁判所第1民事部

- 1 申立書や陳述書等の証拠,子や親族等の同意書(提出があった場合)は相手方に 送付します。申立書等は以下の説明をよく読んで書いてください。
- **2** 5,6頁の暴力や脅迫の内容,けがの内容については,できるだけ具体的に書いてください(けがについては,診断書があるときは,それで確認してください。)。
 - ※ 例えば、単に、「顔を殴られた。」、「脅迫された。」、「あざができた。」ではなく、それぞれ、「左目のあたりを右のこぶしで1回殴られた。」、「私の子供を目の前で殴り、『俺に逆らうとこうなるぞ。』と言われた。」、「右脇腹にこぶし大のあざができた。」というように具体的に書いてください。
- 3 7頁の今後の暴力のおそれについては、相手方が今後あなたの生命、身体に重大な 危害を与えるような暴力を振るうであろうとあなたが考える理由として、相手方の性 格や日頃の言動、暴力を振るったり脅迫したりする理由等を書いてください。また、 今回の申立てに対して予想される相手方の反応も、わかる範囲で書いてください。
- **4** 8頁の子への接近禁止命令における相手方が子を連れ戻すと疑うに足りる言動については、相手方の子に関する言動をできるだけ具体的に書いてください。
 - ※ 例えば、単に、「子供に執着していた。」ではなく、「令和○年○月○日、私に暴力を振るった後、『子供は意地でも渡さん。』と言った。」というように具体的に書いてください。
- 5 9,10頁の親族等への接近禁止命令において申立人との関係が親族以外の場合は、 その関係を詳しく具体的に書いてください。また、相手方と面会を余儀なくされる事情についても、なぜあなたがその親族等に関して相手方と面会せざるを得なくなるのか、理由となる事情を詳しく具体的に書いてください。
- 6 陳述書は、いつ、どういうことがあった、誰がどういうことをした、どういうことを言った、という事実を中心に書いてください。暴力や脅迫のきっかけ等が各場合で違うときは、それぞれについて書いてください。

申立てに必要な書類等について	に阪地方裁判所
保護命令申立書(鉛筆で記載してください。)	原本1通
[申立手数料] 収入印紙1000円 [予納郵便切手] 合計2732円 ※ 大阪地裁への申立ての場合は、書記官の指示があってからご購入ください (郵便切手の内訳 500円を2枚,100円を10枚,84円,20円,10円,5円,2円,1円を20円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の1	
〔申立人と相手方との関係が婚姻関係(事実婚を含む。)の場合〕 夫婦であること、又は夫婦であったことを証明する資料	戸籍又は住 民票
例 ①戸籍謄本(全部事項証明書)又は続柄の記載された世帯全員の住民票(いずれも1か月以内に交付を受けたもの)、②事実婚(内縁関係)の場合は、次の [申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合] を参照すること	原本1通 その他資料 写し2通
[申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合] 生活の本拠を共にしていたことを証明する資料	住民票 原本1通
例 申立人及び(取得できれば)相手方の住民票(1か月以内に交付のもの),生活の本拠について,生活状況の写真又は送付された私信,電気・水道・電話料金の支払請求書の写し,賃貸借契約書の写し,生活状況を具体的に記載した陳述書等	その他資料写し2通
[身体に対する暴力を受けた場合] ①暴力を受けたこと及び②今後、相手方から更に身体に対する暴力を振るわれて、生命、身体に重大な危害を受けるおそれが大きいことを証明する証拠	
例 ①について診断書,負傷部位の写真,暴力を受けた状況を具体的に記載した陳述書等,②について相手方から受ける暴力が次第にひどくなっていることや,相手方が更にひどい危害を加えようとしている状況を具体的に記載した陳述書等	」写し2通
[生命,身体に対する脅迫を受けた場合] ①生命,身体に対する脅迫を受けたこと及び②今後,相手方から身体に対する暴力を振るわれて,生命,身体に重大な危害を受けるおそれが大きいことを証明する証拠	写し2通
例 ①について脅迫内容が記載されたメールや手紙の写し、又は脅迫を受けた受けた 状況を具体的に記載した陳述書、②についてこのようなおそれが大きいと予想される 事情を具体的に記載した陳述書等	
[子への接近禁止命令を申し立てる場合] ①子であることを証明する資料及び②その子の同意書(その子が15歳以上の場合) ※子への接近禁止命令は、申立人と同居する未成年の子である場合に申立てをすることができます。同居しない、又は成年に達した子については、親族に対する接近禁止命令の申立てとなりますのでご注意ください。	①につき 原本1通 ②につき
例 ①について戸籍謄本(全部事項証明書)又は続柄の記載された世帯全員の住民票 (いずれも1か月以内に交付を受けたもの),②について子が同行しない場合は、同 意書の署名の裏付けとなる印鑑証明書、クレジットカード(署名のあるもの)又はそ の子が従前から日常的に使用し、氏名を書いている学用品等を照合のため持参する。	原本写し 各1通
「親族等への接近禁止命令を申し立てる場合」 ①親族の場合は親族であることを証明する資料,②その親族等の同意書(その親族が未成年等であれば、その親族の法定代理人(親権者父及び母等)が作成する同意書)及び③相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っているその他の事情があることから申立人がその親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされることを証明する証拠	①につき 原本1通 ②③につき
例 ①について戸籍謄本(全部事項証明書)(1か月以内に交付を受けたもの),②について親族等が同行しない場合は,同意書の署名の裏付けとなる,印鑑証明書,その親族名義の保険契約書やクレジットカード(署名のあるもの),従前から日常的に使用し,氏名を書いている生活用品等を照合のため持参する,③についてこのようなことを余儀なくされると予想される事情を具体的に記載したその親族等の陳述書	原本写し 各1通
[警察又はDVセンターでのDV相談をしない場合] 宣誓供述書(供述内容等はDV防止法12条2項又は18条2項を参照のこと。なお、公証人による認証を受ける必要があり、費用等が必要です。)	原本写し 各1通

	労	行印		保	į	護	命	令	申	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	書	
										再度	の申立	7
							令和		年		月	日
			大阪地方表	裁判原	斤			御	†			
			申立人の 署名押印	申	立	人						
収入印紙 1,000円 予納郵券 2,732円			(記名押印も可)									
添付書類(□にレき	を付	した	ţ、の)									
□戸籍謄本□戸				ž L								
□宣誓供述書□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□					同意	急	□既に	発令さ	られた保	!護命 ^{<}	令決定》	誊本
□甲号証写し(~)						
			〒 -	_								
この欄に収入印紙		住										
1,000円分をはる		記										
(はった印紙に押印	申	所	電話番号		()					
しないでください)	立		ふりがな									
	1	<u>г</u> .										
	人	氏										
		名										
									4	丰	月	日生
			〒 -									
		住										
	相	所										
	7日	121	電話番号		()					
	手		ふりがな									
	方	氏										
		Ħ										
		名							4	丰	月	日生

□(退去命令)

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して2か月間、申立人と共に生活の本拠としている住居から退去せよ。

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して2か月間、申立人と共に生活の本拠 としている住居の付近をはいかいしてはならない。

□(接近禁止命令)

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、申立人の住居(相手方と 共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。)その他の場所において申立人の 身辺につきまとい、又は申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を はいかいしてはならない。

□(電話等禁止命令)

相手方は、申立人への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して6か月間、申立 人に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならない。

- 1 面会を要求すること。
- 2 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に 置くこと。
- 3 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 4 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話を かけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 5 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、 ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 6 汚物,動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し, 又はその知り得る状態に置くこと。
- 7 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 8 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

□ (-	子への接近禁止命令)					
	相手方は、申立人への接近禁止命令の	の効力が生	じた日から起	記算して	6か月間,子の	の
住	E居(相手方と共に生活の本拠として)	いる住居を	除く。以下同	司じ。),	就学する学校	ξ
そ	の他の場所において,					
	ふりがな					
	子の氏名	(年	月	日生)	
	ふりがな					
	子の氏名	(年	月	日生)	
	ふりがな					
	子の氏名	(年	月	日生)	
T)) 身辺につきまとい,又は同人 の住!	居,就学す	る学校その個	也その通行	常所在する場所	所
σ,	付近をはいかいしてはならない。					
□(第	親族等への接近禁止命令)					
	相手方は、申立人への接近禁止命令の	の効力が生	じた日から起	記算して	6か月間,下	記
T)	者の住居(相手方と共に生活の本拠	としているか	住居を除く。	以下同	じ。)その他の	の
場	所において下記の者の身辺につきま	とい, 又は	同人 の住居	引,勤務	先その他その	通
常		はならない。)			
		記				
	(住所,勤務先又は申立人との関係)					
(1)						
	ふりがな (氏 名)					
	(住所,勤務先又は申立人との関係)					
(2)						
Ì	ふりがな (氏 名)					

申立費用は相手方の負担とする。

との裁判を求めます。

	申	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	て	\mathcal{O}	理	由	(□内にレを付	したもの)
1 私と相手方との関	係は次	のとおり	りです。					
(1) 私の職業		主婦,	口その位	也 ()
(2) 相手方の職業								
□(3)-1 〔申立人と札	手方。	との関係	系が婚姻	関係 (事実婚を	含む。)の場合〕	
□私と相手方は,	平成	令和	年	月	日婚如	団届を提	出した夫婦で	す。
□私と相手方は,	婚姻局	量は出し	_ン ていま ^っ	せんが,	, 平成 •	令和	年 月ご	ろから
夫婦として生活	をしてい	ハます。						
□事実婚と認	以められ	っない と	こしても,	次の($(3) - 2 \sigma$	つとおり	の交際関係で	す。
□私と相手方は,	平成•	令和	年 月] (日) ご.	ろ離婚	(事実婚を解消)	しました。
□(3)-2 〔申立人と村	手方。	との関係	系が婚姻	関係以:	外の場合	}]		
□私と相手方は,								
□私と相手方は,								
□私と相手方が共) 生活の)本拠は	t,	
□当事者目錄	kの [□次の	住所	です。				
71) HT + 545	コムンて)	上 上氏上	コ月月<i>(</i>た) マ	レントフ	U. 🖃 😃 🚈	() ~ 水三 ()	[. 	フの主体に
私と相手方の共同						らに類化	ほるもので,	ての事情は
□陳述書記載	χ (/) [<u> </u>	∠ <i>t</i> >	り <u> </u>)			
(4) 相手方と同居る	ン始めた	き時期		立	成・令利		年 月ころ	
(5)□私は、相手方と	→ □ / .		ていまっ		70 17 1	H		
□私は, 平成・令利		年	月		ろ,相手	カと 同居	けていた住居を	と出ました。
□私の物(だ上記の住居に	
(6) 家族は私と相引	= 方の :	二人	コだけで	す。	□の他は	こ次の	人の同居者	がいます。
・私と相手方との)間の-							
()	(歳),	()	(歳)	
()	(歳),	()	(歳)	
・それ以外の同周	書者							
()	(歳),	()	(歳)	
2 既に発令された保	護命令	事件の	事件番号	景等は,	次のとお	らりです	0	
□(1) 地方	裁判所	ŕ		平成	え・令和	年	(配チ)第	号
発令年月日	平成・	令和	年	月	日 (🗆 :	退去	□接近禁止 □	電話等禁止
□子への接む	丘禁止	□親カ	医等への	接近禁	止)			
□(2) 地方	裁判別	Ť		平月	え・令和	年	(配チ)第	号
発令年月日	平成•	令和	年	月	日(口:	退去[□接近禁止 □	電話等禁止
□子への接近	丘禁止	□親加	奏等への	接近禁	止)			

3	私は相手	方から以下	のような	身体に対	する暴力	や生命等	等に対する	る脅迫を受け	けました。	
(1)(D日時	平成・令		•	月			時	ころ	
(2 場所	□自宅の		. y 🗏 [自宅以外	の)			
(③そのとき	ぐの(□身	体に対す	⁻ る暴力,	□生命等	等に対す	る脅迫)	の内容		
		さけがは,	(D L	ょした。	ロしま	ませんで	した。)			
(5けがのけ	习容								
	のよけよい	\$ ~ }	日日)テ	/ □ /: +. →	- 1 J-	ロなき	ナルノマ	: 1 <i>-</i>		
		で で で で で で で で で き で き で り で り で り り り り		(口打さま	くし/こ。	口仃さ	ませんく	`した。)		
	<i>i</i> 多次,不是	到7月11111	こ名か							
	□診療料	と関には,	(—————————————————————————————————————			日通院)	しました。		
		X例には, X治るのに	(ΗΖ	ぐらいた	いかりま		ひょ <i>した</i> 。 数)		
(2)(平成・令	 禾口	年	月	, , , , <u>, , , , , , , , , , , , , , , </u>	U/C (A	 時	ころ	
(2)	2)場所		-1 H				·Ø)			
		の(□身	体に対す					の内容		
(-	④ そのとき	さけがは,	(🗆 L	ょした。	ロレ	ませんで	した。)			
(多けがの 性	可容								
		\		/ <u> </u>						
(で診療機		(口行きま	ミした。	口行き	ませんで	いた。)		
	診療機関	の所在地	と名称							
			······································				— >→ ++! >			
		と関には、		日プ				しました。		
	 	が治るのに			ぐらいた	いかりま	した(日	数)。		

()	①日時	平成•令和	年	月	日	時	ころ
	②場所	□自宅の			(自宅以外)	の)	
	③そのとき	きの(□身体に対	する暴力		等に対す	る脅迫)の内容	
	④ そのとき	きけがは,(□				した。)	
	_ ⑤けがの内						
	⑥病院など	ごの診療機関に,	(□行き	ました。	□行き)	ませんでした。)	
		園の所在地と名称					
	□診療核	幾関には. (□	—————————————————————————————————————	入院, 厂]	日通院) しました。	
	ロけがた	が治るのに		ぐらい	ハカュカュり 主	した(日数)。	
<i>(</i>)			F	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	N N / S	n+:	~ 7
(→ HV • (¬¬` M)	_	H	H	11字	. 6
		平成・令和 口自字の	牛	月	日 (自字以外)	時 の)	
	②場所				(目宅以外)	7)) 	
	②場所	平成・守和 □自宅の きの(□身体に対			(目宅以外)	7)) 	
	②場所				(目宅以外)	7)) 	
	②場所				(目宅以外)	7)) 	
	②場所				(目宅以外)	7)) 	
	②場所				(目宅以外)	7)) 	
	②場所				(目宅以外)	7)) 	
	②場所 ③そのとき	□目宅の きの(□身体に対	する暴力	,口生命	(目宅以外)	の) る脅迫) の内容	
	②場所 ③そのとき ④そのとき	□目宅のきの(□身体に対きけがは, (□		,口生命	(目宅以外)	の) る脅迫) の内容	
	②場所 ③そのとき	□目宅のきの(□身体に対きけがは, (□	する暴力	,口生命	(目宅以外)	の) る脅迫) の内容	
	②場所 ③そのとき ④そのとき	□目宅のきの(□身体に対きけがは, (□	する暴力	,口生命	(目宅以外)	の) る脅迫) の内容	
	②場所 ③そのとき ④そのとき	□目宅のきの(□身体に対きけがは, (□	する暴力	,口生命	(目宅以外)	の) る脅迫) の内容	
	②場所 ③そのとき ④そのとき	□目宅のきの(□身体に対きけがは, (□	する暴力	,口生命	(目宅以外)	の) る脅迫) の内容	
	②場所 ③そのとき ④そのとき	□目宅のきの(□身体に対きけがは, (□	する暴力	,口生命	(目宅以外)	の) る脅迫) の内容	
	②場所 ③そのとき ④そのとき ⑤けがの内	□目宅のきの(□身体に対きけがは, (□	する暴力	。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	(目宅以外の) (等に対す) ませんで	の) る脅迫)の内容 した。)	
	②場所 ③そのとき ⑤けがの内 ⑥病院なと	□目宅のきの(□身体に対きけがは、(□内容	でする暴力 しました (口行き	。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	(目宅以外の) (等に対す) ませんで	の) る脅迫)の内容 した。)	
	②場所③そのとき⑤方にかのか⑥病院など診療機関	□目宅のきの(□身体に対 下容での診療機関に,	でする暴力 しました (口行き	。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	(目宅以外) (等に対す ませんで 口行き)	の) る脅迫)の内容 した。)	

 4 □ 私は、今までに相手方から身体に対する暴力を受けましたが、次のような理由で相手方から更に(離婚、内縁解消又は交際関係解消の場合は引き続き)暴力を振るわれて、私の生命、身体に重大な危害を加えられるだろうと考えています。 □ 私は、今までに相手方から生命等に対する脅迫を受けましたが、次のような理由で今後相手方から暴力を振るわれて、私の生命、身体に重大な危害を加えられるだろうと考えています。

5 口 私は、次のような理由から、相手方に対し、申立ての趣旨記載の私と同居している子への接近禁止命令を求めます。
(1) 子の氏名等
子への接近禁止命令を求める申立ての趣旨(3頁)に記載のとおり
(2) 相手方が上記の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他,私がそ
の子に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えるのは次のような事情が
あるからです。

	次のよう: 対めます。	な理由から, 村	目手方に対し	,申立て	の趣旨記載	式の親族等への <u></u>	接近禁止
(1)①接近禁止	上命令を求	対める親族等 (の氏名等				
氏 名							
申立人と	上の関係	□ 親族	()
		□ その	他()
(※親)	族が申立人の	子の場合のみ記載			年	月日	生)
②私が上記	己の者に阝	引して相手方 。	と面会する	ことを余	儀なくされ	いると考えるのは	は, 次の
ような事	事情がある	らからです。					
口相手力	ちは, 下言	己の日時に下詞	記の場所に	押し掛け	て,下記の)ような著しく	粗野又は
乱暴な	な言動をし	しました。					
			言	1			
Аа日	時	平成・令和	年	月	日	時	ころ
b場	所						
c言動	かの内容						

Ва日	時	平成・令和	年	月	日	時	ころ
b場	所						
c 言重	めの内容						
Са日	時	平成・令和	年	月	日	時	ころ
c言動	かの内容						
□その他	也の事情	(上記の者が新	現族でない	場合は甲	立人との具	具体的な関係を	含む)

()①接近禁止	命令を	求める親格	生筌の					
氏 名	- HI 114.	11 0 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	√ ∀ √ √ .	-V-1 -T				
申立人と	の関係		親族	()
1 == 7 < C	- 10 . 0 01.		その他	1. ()
(※親族	まが申立人(年	月 日:	生.)
				面会する	ことを余		れると考えるのに	
		るからです						
				の場所に	押し掛け	て、下記の	のような著しく粉	且野又は
		しました。						
				記				
Аа目	時	平成・台	今和	年	月	F	時	ころ
b 場	所							
c 言動	の内容							
Ва目	時	平成• 含		年	月	日	時	ころ
b 場	所							
c 言動	」の内容							
Са 目	時	平成・台	う和	年	月	日	時	ころ
b 場	所							
c 言動	」の内容							
							ロ ハントン・ロード・ナ ノ	
口その他	1の事情	(上記の者	すか親。	族でない	易合は甲	<u> </u>	具体的な関係を含	30)

7 口 私は次のとおり, めました。	配偶者暴力相詞	炎支援センターや警察に	こ相談したり,援助や保護を求
(1)①平成・令和	年 月	日ころ	
②相談機関			
□大阪府()警察署	□(他府県)警察署
□大阪府女性相詞	淡センター	□(他府県のDVセンタ	·
□大阪府(中央	・池田・吹田・〕	東大阪・富田林・岸和	田)子ども家庭センター
□(大阪市・吹目	田市・堺市・枚	方市・)配	偶者暴力相談支援センター
③相談等の内容			
□相手方から申ュ			記載の暴力等を受けたこと
		とおり,今後相手方か	ら暴力を振るわれて、私の
		えられるだろうと考え	
		に関して相手方と面会	することを余儀なくされる
と考えている。			
		族等に関して相手方と	面会することを余儀なくさ
れると考えてい	ハること		
Q +n ⇒k +kk HH α 1 ✓	ノ 1a チ ー 1		
④相談機関のして ⁴			
□保護命令制度は	/フまたり力		
<u></u> (2)①平成・令和	左 月	用ころ	
②相談機関	年 月	H L グ	
□大阪府()警察署	□(他府県) 警察署
□大阪府女性相記		□ (他府県□ (他府県のDVセンタ	
			·
	田市・堺市・枚		個/ 」とも家庭とグラ
③相談等の内容	111 2/F11 (X)	/ H	
	立ての理由第33		記載の暴力等を受けたこと
			ら暴力を振るわれて、私の
		えられるだろうと考え	
			することを余儀なくされる
と考えているこ			
□申立ての理由第	第6項記載の親加	族等に関して相手方と	面会することを余儀なくさ
れると考えてい	ハること		
④相談機関のして、	くれたこと		
□保護命令制度の	の説明		

()①平成・令	和年	月	目ころ		
②相談機関					
□大阪府	()警察署	□(他府県)警察署
□大阪府	女性相談セン	<i>'</i> ター	□ (他府県のD	Vセンター)
□大阪府	(中央・池田	・吹田・東	大阪・富田林	・岸和田)子ども家庭セニ	ンター
口(大阪	市・吹田市・	堺市・枚方	市•)配偶者暴力相談支援 [、]	センター
③相談等の	内容				
□相手方	から申立ての	理由第3項	〔の() 記載の暴力等を受け	けたこと
□申立て	の理由第4項	に記載のと	おり、今後相手	手方から暴力を振るわれ、	て,私の
生命,	身体に重大な	:危害を加え	られるだろう。	と考えていること	
□申立て	の理由第5項	記載の子に	.関して相手方。	と面会することを余儀な	くされる
と考え	ていること				
□申立て	の理由第6項	記載の親族	等に関して相手	手方と面会することを余位	義なくさ
れると	考えているこ	ك			
④相談機関	のしてくれた	.こと			
□保護命	令制度の説明				
()①平成・令	和年	月	日ころ		
②相談機関					
□大阪府	()警察署	□(他府県)警察署
	(女性相談セン		□ (他府県 □ (他府県のD	Vセンター)警察署
□大阪府	女性相談セン	/ ター	□ (他府県のD	Vセンター ・岸和田)子ども家庭セ)警察署) ンター
□大阪府 □大阪府	女性相談セン	´ター ・吹田・東	□(_{他府県のD} 大阪・富田林		
□大阪府 □大阪府	女性相談セン (中央・池田 市・吹田市・	´ター ・吹田・東	□(_{他府県のD} 大阪・富田林	・岸和田)子ども家庭セ	
□大阪府 □大阪府 □(大阪 ③相談等の	女性相談セン (中央・池田 市・吹田市・	/ター ・吹田・東 堺市・枚方	□(他府県のD 大阪・富田林 市・	・岸和田)子ども家庭セ	センター
□大阪府 □大阪府 □大阪府 □(大阪 ③相談等の □相手方 □申立て	女性相談セン (中央・池田 市・吹田市・ 内容 から申立ての の理由第4項	ター ・吹田・東 堺市・枚方 理由第3項 に記載のと	□ (他府県のD 大阪・富田林 市・ 「の(おり,今後相=	・岸和田)子ども家庭セ)配偶者暴力相談支援)記載の暴力等を受り手方から暴力を振るわれる	センター
□大阪府 □大阪府 □大阪府 □(大阪 ③相談等の □相手方 □申立て	女性相談セン (中央・池田 市・吹田市・ 内容 から申立ての の理由第4項	ター ・吹田・東 堺市・枚方 理由第3項 に記載のと	□ (他府県のD 大阪・富田林 市・ 「の(おり,今後相=	・岸和田)子ども家庭セ)配偶者暴力相談支援)記載の暴力等を受り手方から暴力を振るわれる	センター
□大阪府 □大阪府 □大阪府 □(大阪 ③相談等の □相手方 □申立て 生命,	女性相談セン (中央・池田 市・吹田市・ 内容 から申立ての の理由第4項 身体に重大な	ター ・吹田・東 堺市・枚方 理由第3項 に記載のと 危害を加え	□ (他府県のD 大阪・富田林 市・ 「の(おり、今後相= られるだろう。	・岸和田)子ども家庭セ)配偶者暴力相談支援)記載の暴力等を受	センター けたこと て,私の
□大阪府 □大阪府 □大阪府 □(大阪 ③相談等の □相手方 □申立て 生命, □申立て	女性相談セン (中央・池田 市・吹田市・ 内容 から申立ての の理由第4項 身体に重大な	ター ・吹田・東 堺市・枚方 理由第3項 に記載のと 危害を加え	□ (他府県のD 大阪・富田林 市・ 「の(おり、今後相= られるだろう。	・岸和田)子ども家庭セ)配偶者暴力相談支援)記載の暴力等を受 手方から暴力を振るわれ と考えていること	センター けたこと て,私の
□大阪府 □大阪府 □大阪府 □大阪府 □(大阪 ③相談等の □相手方 □申立て 生命, □申立て と考え	女性相談セン (中央・池田 市・吹田市・ 内容 から申立ての の理由第4項 身体に重大な の理由第5項 ていること	ター ・吹田・東 堺市・枚方 理由第3項 に記載のと 危害を加え 記載の子に	□ (他府県のD 大阪・富田林 市・ の (おり、今後相= られるだろう。 関して相手方。	・岸和田)子ども家庭セ)配偶者暴力相談支援)記載の暴力等を受 手方から暴力を振るわれ と考えていること	センター けたこと て, 私の くされる
□大阪府 □大阪府 □大阪府 □大阪府 □ (大阪 ③相談等の □相手方 □申立て 生命, □申立て と考え □申立て	女性相談セン (中央・池田 市・吹田市・ 内容 から申立ての の理由第4項 身体に重大な の理由第5項 ていること	ター ・吹田・東 堺市・枚方 理由第3項 に記載のと 危害を加え 記載の子に	□ (他府県のD 大阪・富田林 市・ の (おり、今後相= られるだろう。 関して相手方。	・岸和田)子ども家庭セー)配偶者暴力相談支援)配偶者暴力相談支援)記載の暴力等を受け 手方から暴力を振るわれ と考えていること と面会することを余儀な	センター けたこと て, 私の くされる
□大阪府 □大阪府 □大阪府 □大阪府 □ (大阪 ③相談等の □相手方 □申立て 生命, □申立て と考え □申立て	女性相談セン (中央・池田 市・吹田市・ 内容 から申立ての の理由第4項 身体に重大な の理由第5項 ていること の理由第6項	ター ・吹田・東 堺市・枚方 理由第3項 に記載のと 危害を加え 記載の子に	□ (他府県のD 大阪・富田林 市・ の (おり、今後相= られるだろう。 関して相手方。	・岸和田)子ども家庭セー)配偶者暴力相談支援)配偶者暴力相談支援)記載の暴力等を受け 手方から暴力を振るわれ と考えていること と面会することを余儀な	センター けたこと て, 私の くされる
□大阪府 □大阪府 □大阪府 □大阪府 □ (大阪 ③相談等の □相手方 □申立て 生命, □申立て と考え □申立て	女性相談セン (中央・池田 市・吹田市・ 内容 から申立ての の理由第4項 身体に重大な の理由第5項 ていること の理由第6項	ター ・吹田・東 堺市・枚方 理由第3項 に記載のと 危害を加え 記載の子に	□ (他府県のD 大阪・富田林 市・ の (おり、今後相= られるだろう。 関して相手方。	・岸和田)子ども家庭セー)配偶者暴力相談支援)配偶者暴力相談支援)記載の暴力等を受け 手方から暴力を振るわれ と考えていること と面会することを余儀な	センター けたこと て, 私の くされる
□大阪府 □大阪府 □大阪府 □大阪府 □ (大阪 ③相談等の □相手方 □申立て 生命, □申立て と考え □申立て れると	女性相談セン (中央・池田 市・吹田市・ 内容 から申立ての の理由第4項 身体に重大な の理由第5項 ていること の理由第6項	ター ・吹田・東 堺市・枚方 理由第3項 に記載のと 危害を加え 記載の子に 記載の親族 と	□ (他府県のD 大阪・富田林 市・ の (おり、今後相= られるだろう。 関して相手方。	・岸和田)子ども家庭セー)配偶者暴力相談支援)配偶者暴力相談支援)記載の暴力等を受け 手方から暴力を振るわれ と考えていること と面会することを余儀な	センター けたこと て, 私の くされる
□大阪府 □大阪府 □大阪府 □大阪府 □大阪 ③相談等の □相手方 □申立て 生命, □申立て と考え □申立て れると □	女性相談セン (中央・池田 市・吹田市・ 内容 から申立ての の理由第4項 身体に重大な の理由第5項 ていること の理由第6項 考えているこ	ター ・吹田・東 堺市・枚方 理由第3項 に記載のと :危害を加え 記載の子に 記載の子に	□ (他府県のD 大阪・富田林 市・ の (おり、今後相= られるだろう。 関して相手方。	・岸和田)子ども家庭セー)配偶者暴力相談支援)配偶者暴力相談支援)記載の暴力等を受け 手方から暴力を振るわれ と考えていること と面会することを余儀な	センター けたこと て, 私の くされる
□大阪府 □大阪府 □大阪府 □大阪府 □大阪 ③相談等の □相手方 □申立て 生命, □申立て と考え □申立て れると □	女性相談セン (中央・池田 市・吹田市・ 内容 から申立ての の理由第4項 身体に重大な の理由第5項 ていること の理由第6項 考えているこ	ター ・吹田・東 堺市・枚方 理由第3項 に記載のと :危害を加え 記載の子に 記載の子に	□ (他府県のD 大阪・富田林 市・ の (おり、今後相= られるだろう。 関して相手方。	・岸和田)子ども家庭セー)配偶者暴力相談支援)配偶者暴力相談支援)記載の暴力等を受け 手方から暴力を振るわれ と考えていること と面会することを余儀な	センター けたこと て, 私の くされる

	陳	į	述	書	
令和	年	月	日		
		申 立	人		
1 相手方が私に加え	シャ 暴力		ナなものは	申立書の申立ての理由第3項	<u></u>
				中立音07年立00/建田第3年	
相手方の暴力等の)きっか(ナや前後	の状況等は,	それぞれ以下のとおりです。	

2	相手方が私に対し今後暴力を振るい,そのため私の生命,身体に重大な危害を加え
 	るだろうと考えている理由は、申立書の申立ての理由第4項に記載したとおりです。
□3	相手方が私と同居している子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその
 	他、私がその子に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えている理由は、
	申立書の申立ての理由第5項に記載したとおりです。
$\Box 4$	私が親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えている理由は、
	申立書の申立ての理由第6項に記載したとおりです。
4	

